

環境こだわり農産物 認証制度のあらまし



令和6年(2024年)3月

滋 賀 県

1 「環境こだわり農産物認証制度」とは

- 化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術（4を参照）で生産された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度です。
- 認証を申請する場合は、あらかじめ「生産者・ほ場一覧表」等の提出が必要です（2を参照）。
- 認証された農産物には、県の認証マークを表示して出荷・販売することができます。
- 初めて申請される方や質問がある方は、裏表紙の「お問い合わせ先」までお気軽におたずねください。



※認証マークとあわせて、栽培責任者の氏名および住所地名（市町名）、確認責任者の氏名または名称を必ず表示しなければなりません。

(例)

栽培責任者	〇〇	〇〇
住所地名	滋賀県〇〇市町	
確認責任者	〇〇	〇〇

認証マークは、県の登録商標です。県に申請すれば、流通事業者等も使うことができます。

令和6年度からの制度改正の主な内容

①団体が申請する場合の申請先の変更

これまで、複数の農業者で構成される団体が環境こだわり農産物認証を申請する場合、団体の代表者の住所地を管轄する農業農村振興事務所へ申請に必要な書類を提出することになっていました。令和6年度からは、複数の農業者で構成される団体は構成する農業者の住所地を管轄する農業農村振興事務所へそれぞれ申請に必要な書類を提出するように変更となります。

②認証マークシール購入時の手続き簡略化 ※令和5年度途中より変更済み

認証マークシールを指定業者から購入する際に環境こだわり農産物認証通知書等の添付が不要となりました。それに伴い申込書の様式も変更となりますので最新の様式を使用するようにしてください。

(1) 申請できる者

- ・農業者（個人、法人）
 - ・集落営農組織や生産組織など、農業者の組織する団体（2戸以上、規約が必要）
- ※申請にあたっては、確認責任者の設置が必要です。

(2) 申請の単位

農作物・作型等ごとに申請が必要です。

※ひのな、こまつな、チンゲンサイ、ほうれんそう、ねぎ、ぶどう、なしについては、季節による作型（ぶどう、なしは種類）で区別せず1申請とします。ただし、生産記録は作型等の区分ごとに作成します。

(3) 面積の要件

1つの農作物・作型等ごとに、1筆単位であること。

ただし、ほ場の一部で取り組む場合は、1区画1a以上であること。

※団体の場合、団体として面積要件を満たせば、それぞれの構成員の面積はそれ以下であっても申請できます。

(4) その他

不正な事実*があった場合には、認証の取消を行い、その旨を公表します。

※必要な報告をしない場合、虚偽の報告をした場合、その他不正な手段により認証を受けた場合 等

2 環境こだわり農産物認証申請

(1) 生産者・ほ場一覧表の提出

②の提出時期までに、住所地を管轄する農業農村振興事務所農産普及課に提出してください。

①提出書類

- ・生産者・ほ場一覧表
- ・ほ場の位置図

※ 特別栽培農産物ガイドラインによる表示には、栽培計画の確認責任者への提出が必要です。

②提出の時期

収穫時期	農作物	提出時期（毎年）
4月～6月	茶、野菜など	収穫開始 2か月前まで
7月～11月	水稲、大豆など	1月～5月20日まで
12月～3月	野菜など	1月～9月30日まで

収穫時期 (月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
4～6月				← 収穫時期 →												
締切：収穫の2か月前まで																
7～11月						← 収穫時期 →										
締切：5月20日まで																
12～3月											← 収穫時期 →					
締切：9月30日まで																

※ こまつな、ほうれんそうなどを周年で栽培する場合には、最初に該当する受付期間に、1年分をまとめて申請することができます。

(2) ほ場看板の設置

- ・播種または定植の10日前までに立て看板を設置してください。
- ・水稲、果樹、茶については、遅くとも4月30日までに設置してください。



(3) 環境こだわり農産物認証申請

②の提出時期までに、住所地を管轄する農業農村振興事務所農産普及課に提出してください。

※ 複数の農業者で構成される団体の場合は構成する農業者の住所地を管轄する農業農村振興事務所へそれぞれ提出してください。

① 提出書類

- 認証申請書
- 生産記録
- 生産者・ほ場一覧表（変更があった場合のみ）

※生産記録は、原則ほ場単位で作成し、確認責任者の確認を受ける必要があります。

② 提出の時期

- 水 稲 収穫開始予定の25日前まで
- 水稲以外 収穫開始予定の15日前まで

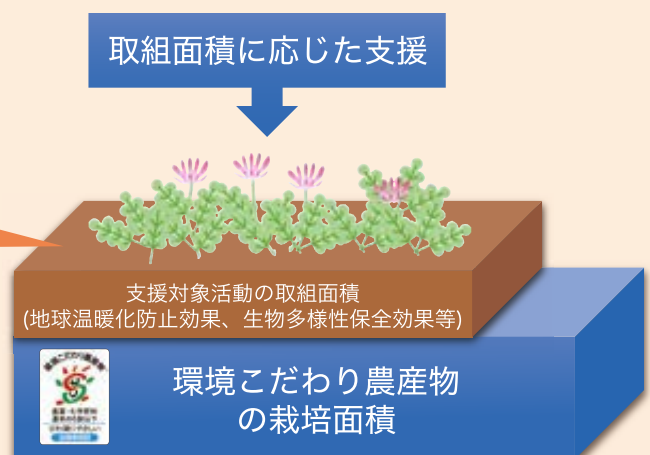
3 環境こだわり農産物の栽培に対する支援

環境こだわり農産物の栽培に対し、**環境保全型農業直接支払交付金**※を活用することで、予算の範囲内で取組面積に応じた支援を受けることができます。

※環境こだわり農産物の栽培に取り組んだ上で、支援対象の取組を実施する場合が対象です。詳細は「環境保全型農業直接支払交付金の概要」をご確認ください。

※環境保全型農業直接支払交付金は令和7年度に制度改正が検討されています。常に最新の情報をご確認ください。

(例)
カバークロップ
の活用など



4 栽培基準 次の(1)から(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) 化学合成農薬および化学肥料の使用量の基準(上限)

区分	農作物名	作型等	環境こだわり農産物の基準 (慣行の5割以下：上限)		
			化学合成農薬 (延べ使用成分数)	化学肥料 (窒素成分量kg/10a)	
食用作物	水稻		7	4	
	麦		3	6	
	大豆		5	1	
	小豆		4	1	
	そば		0	3	
	はとむぎ		3	7	
野菜	いも・根菜類	だいこん	露地春夏	6	8
			露地秋冬	7	8
			施設冬春	4	7
	かぶ類	大かぶ	露地秋冬	6	14
			こかぶ	4	10
		赤かぶ	露地秋冬	6	10
			露地	5	10
		ひのな	施設夏	6	7
			施設秋冬	4	10
	にんじん		4	12	
	さといも		4	15	
	さつまいも		2	3	
	じゃがいも		2	8	
	やまのいも		5	23	
	ごぼう		4	10	
	ヤーコン		0	13	
	葉茎菜類	はくさい	露地春夏	10	17
			露地秋冬	10	20
		キャベツ	露地春夏	6	12
			露地秋冬	9	16
		ブロッコリー	露地秋冬	7	15
			春穫り	5	12
			初夏穫り	6	10
		なばな		4	10
		みずな		4	7
		しろな		4	7
		わさびな		4	7
みぶな			4	8	
こまつな		露地春夏	5	10	
		露地秋冬	5	12	
		施設春夏	4	5	
		施設秋冬	3	5	
葉だいこん			4	6	
さんとうさい			4	6	
チンゲンサイ		春夏	4	8	
		秋冬	3	8	
ほうれんそう		露地春夏	4	8	
		露地秋冬	4	14	
		施設春夏	4	5	
		施設秋冬	3	8	
しゅんぎく		抜取り	2	5	
		初夏穫り	4	10	
		年内穫り (前作肥料影響あり)	4	7	
	年内穫り (前作肥料影響なし)	4	15		
	長期穫り (前作肥料影響あり)	6	10		
	長期穫り (前作肥料影響なし)	6	20		

区 分	農 作 物 名	作 型 等	環境こだわり農産物の基準 (慣行の5割以下：上限)			
			化学合成農薬 (延べ使用成分数)	化学肥料 (窒素成分量kg/10a)		
野 菜	葉茎菜類	結球	露地	8	10	
			施設	5	8	
		レタス	非結球	露地	8	10
				施設	4	9
		ねぎ		細ねぎ・春	4	10
				細ねぎ・秋冬	3	10
				中ねぎ・冬穫り	4	12
				中ねぎ・春～秋穫り	10	12
				太ねぎ	8	16
		たまねぎ		7	13	
		アスパラガス	施設	5	24	
		みつば		3	9	
		ルッコラ		3	7	
		うど		2	8	
		たらの芽	ふかし促成	3	5	
		ハーブ	バジル	2	5	
			ミント	2	8	
		ふき		2	13	
		みょうが		2	7	
		よもぎ		0	25	
	にんにく		4	12		
	しそ		4	9		
	果菜類 果実的 野 菜	なす	露地	15	29	
			施設長期	20	36	
			施設半促成	15	29	
		トマト	施設促成	22	24	
			施設半促成	8	22	
			施設抑制	(前作肥料影響あり)	14	7
				(前作肥料影響なし)	14	11
			施設夏秋	13	13	
		ミニトマト	施設長期	30	16	
			施設半促成	8	10	
			施設抑制	20	8	
		ピーマン		9	14	
		とうがらし類 (ししとう、青とう)		9	15	
		きゅうり	露地	13	15	
			施設半促成	17	31	
			施設抑制	(前作肥料影響あり)	15	22
		(前作肥料影響なし)		15	26	
		かぼちゃ		4	8	
		メロン	施設半促成	7	5	
			施設抑制	12	7	
		すいか		6	10	
いちご		露地	7	11		
		施設促成	13	10		
スイートコーン			3	15		
さやいんげん			3	8		
実えんどう			4	15		
えだまめ			4	3		
うり (青うり、白うり)		6	10			
かんぴょう		4	8			
まくわうり		4	5			
青パパイヤ		5	13			

区分	農作物名	作型等	環境こだわり農産物の基準 (慣行の5割以下：上限)	
			化学合成農薬 (延べ使用成分数)	化学肥料 (窒素成分量kg/10a)
果樹	ぶどう	小粒系	12	6
		中粒系	12	7
		大粒系	12	3
	なし	早生	18	11
		中晩生	20	11
	もも		11	6
	うめ		5	7
	かき		10	10
	くり		8	8
	いちじく		6	7
	ベリー類		1	3
	温州みかん		8	10
	ゆず		6	10
	レモン		8	10
さくらんぼ(おうとう)		13	6	
パッションフルーツ		2	9	
工芸作物	茶		8	27
	なたね		0	7
	あおばな		0	2
	桑(食用)		0	12
花き	きく	輪菊	16	15
		小菊	16	10
	ばら		35	41
	ゆり		6	2
	ストック	施設	9	9
飼料作物	飼料用稲(飼料用米、稲WCS)		5	3
	ソルガム		1	6
	いね科牧草		1	6
	トウモロコシ		3	6
	混播牧草(ペレアルライグラス、オーチャードグラス、クハ-等)		1	10

- 注) ①生産ほ場は、他のほ場と明確に区分しなければなりません。
- ②化学合成農薬・化学肥料を削減するために、代替技術を実施することが必要です。
- ③農薬を使用する場合は、原則として県が定める「農作物病害虫雑草防除基準」の登録農薬を使用することが必要です。
- ④化学合成農薬・化学肥料の使用量は、前作物の収穫終了後から、当該農産物の収穫終了時までの期間(種子、種苗および収穫物の調製を含む)において使用した量とします。
- ⑤化学合成農薬の使用量は殺菌剤、殺虫剤、除草剤などの延べ使用有効成分数とします。
(例 有効成分Aと有効成分Bの2成分が含まれる農薬を2回使用した場合は4成分と数えます)
- ⑥化学肥料の使用量は、使用した化学肥料の全窒素成分量とします。
例1 窒素成分15%の化成肥料を20kg施用する場合
化学肥料使用量 = $20\text{kg} \times 15 / 100 = 3\text{kg}$
例2 窒素成分15% (有機態窒素4%、化学肥料窒素11%) の有機質入り肥料を20kg施用する場合
化学肥料使用量 = $20\text{kg} \times 11 / 100 = 2.2\text{kg}$
- ⑦展着剤、特定農薬ならびに有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号)別表2に掲げる農薬は、化学合成農薬の延べ使用成分数に含めないものとします。
- ⑧遺伝子組み換え技術により育成された品種の種子および種苗は使用できません。
- ⑨「春夏」「秋冬」「冬春」等の作型名は、収穫時期を基準としています。
- ⑩こまつな、チンゲンサイ、ほうれんそう、しゅんぎく、ねぎの作型は次のとおりとします。
・こまつな：春夏(4~9月播種)、秋冬(10~3月播種)
・チンゲンサイ、ほうれんそう：春夏(4~8月播種)、秋冬(9~3月播種)
・しゅんぎく：初夏穫り(3~4月播種)、年内穫り(7~8月播種、収穫期間3か月以内)、長期穫り(7~8月播種、収穫期間3か月以上)
・細ねぎ：春(2~4月播種)、秋冬(9~1月播種)
・中ねぎ：冬穫り(12~3月収穫)、春~秋穫り(左記以外)
- ⑪しゅんぎく、トマト施設抑制、きゅうり施設抑制の区分は次のとおりとします。
・「前作肥料影響あり」：前作になす、トマト、きゅうりのいずれかの作付がある場合
・「前作肥料影響なし」：上記以外または少量土壌培地耕の場合
- ⑫なす施設半促成の着果ホルモン剤の使用回数は1花に使用する回数とします。
- ⑬よもぎ、あおばな、桑(食用)は化学合成農薬の慣行的使用量が「0」のため、「環境保全型農業直接支払交付金」の対象となりません。

(2) 堆肥その他の有機質資材の適正使用

堆肥その他の有機質資材を使用する場合は、以下の施用基準により使用することが必要です。

(t/10a)

作物名	種類 資材名 または 処理形態 対象 土壌等	牛			豚			鶏		堆肥	稲わら または 麦稈	
		きゅう肥 〔堆肥化 した もの〕	乾燥ふん 〔ビニール ハウス 乾燥〕	おがくず もみがら 堆肥	きゅう肥 〔堆肥化 した もの〕	乾燥ふん 〔わら等 混合物 を含む〕	おがくず もみがら 堆肥	おがくず 堆肥	乾燥 鶏ふん			
稲	湿田	1	0.5	0.5	0.4	0.2	0.5	0.4	0.1	0.6	半量	
	乾田	1~1.5	1~1.5	1.5~2	0.5~0.8	0.3~0.4	0.5~1	0.5~0.8	0.2	1.2	全量	
	漏水田	2	1.5	2	0.8	0.4	1	0.8	0.3	1.5	全量	
	黒ボク田	1~1.5	1~1.5	1.5~2	0.8	0.3~0.4	0.5~1	0.8	0.3	1	全量	
麦・大豆	水田裏輪換畑	2~3	2	1~2	1	0.5	1~2	0.5~1	0.5	2	全量	
	輪換畑	1	1	2	1	0.3	1	0.5	0.3	2	全量	
野菜・花き	施設	1~2	-	1~3	1~2	-	1~1.5	-	-	2~3	1~1.5	
	露地	砂質土	3~5	-	3~5	1~1.5	-	1~1.5	1~2	0.2	2~3	-
		壤粘質土	3~5	-	3~5	1.5	-	2~3	1~2	0.3	2~3	-
		黒ボク	2~4	-	2~4	1~2	-	2~3	1~2	0.3	1~2	-
果樹	壤質・粘質	新植園	2~3	1.5~2	3	0.3~0.5	0.5~1	2	1	0.5	3	-
		成木園	1~2	0.5~1.5	2	0.3~0.5	0.5	1	0.5	0.3	2	0.5~1
	砂質・礫質	新植園	3~4	2~2.5	4	0.3~0.5	1~2	3	1.5	0.5	3	-
		成木園	2~3	1.5~2	3	0.3~0.5	0.5~1	2	1	0.3	2	0.5~1
茶	新植・幼木	5	3~4	2	0.5~1	-	0.5~1	-	-	-	0.5~1	
	成木	2~3	1.5~2	5	0.5~1	0.5~1	0.3~0.5	1	0.5	-	0.5~1	
飼料作物	牧草	イネ科草地	3~4	5~6*	-	2~3	-	-	-	0.5	-	-
		混播草地	3~4	5~6*	-	2~3	-	-	-	0.5	-	-
	トウモロコシ	3~4	5~6*	-	2~3	-	-	-	0.5	-	-	
	イタリアライグラス	3	5~6*	-	2	-	-	-	0.4	-	-	

(注1)

- ①原則としてそれぞれの作物において、表中の各資材について作物名毎の数値の最大値を上限とします。
(例) 水稻で牛ふんきゅう肥を施用する場合、どの土壌でも2 tが上限となります。
- ②茶樹について3年もしくは4年間隔で施用する場合は単年度施用量を倍量とします。
- ③飼料作物の牛乾燥ふんの欄(*)は液状ふん尿の場合の量とします。

(注2) 資材の説明

- 【きゅう肥】家畜ふん単独または家畜ふんにわら類などの敷料が混合したものを堆積し発酵させたもの。
- 【乾燥ふん】家畜ふんを、ほとんど発酵させないままで乾燥したもの。土壌施用後急激に分解するおそれがあり、播種や定植の1か月前に施用する必要がある。
- 【おがくず堆肥・もみがら堆肥】家畜ふんとおがくずやもみがらを混合して堆積し発酵させたもの。
- 【堆肥】野草、わら、落ち葉などの植物残さに適当な水分を与えて堆積し発酵させたもの。

(3) 環境配慮技術（琵琶湖・周辺環境への負荷削減、生物多様性保全・景観形成）の実施

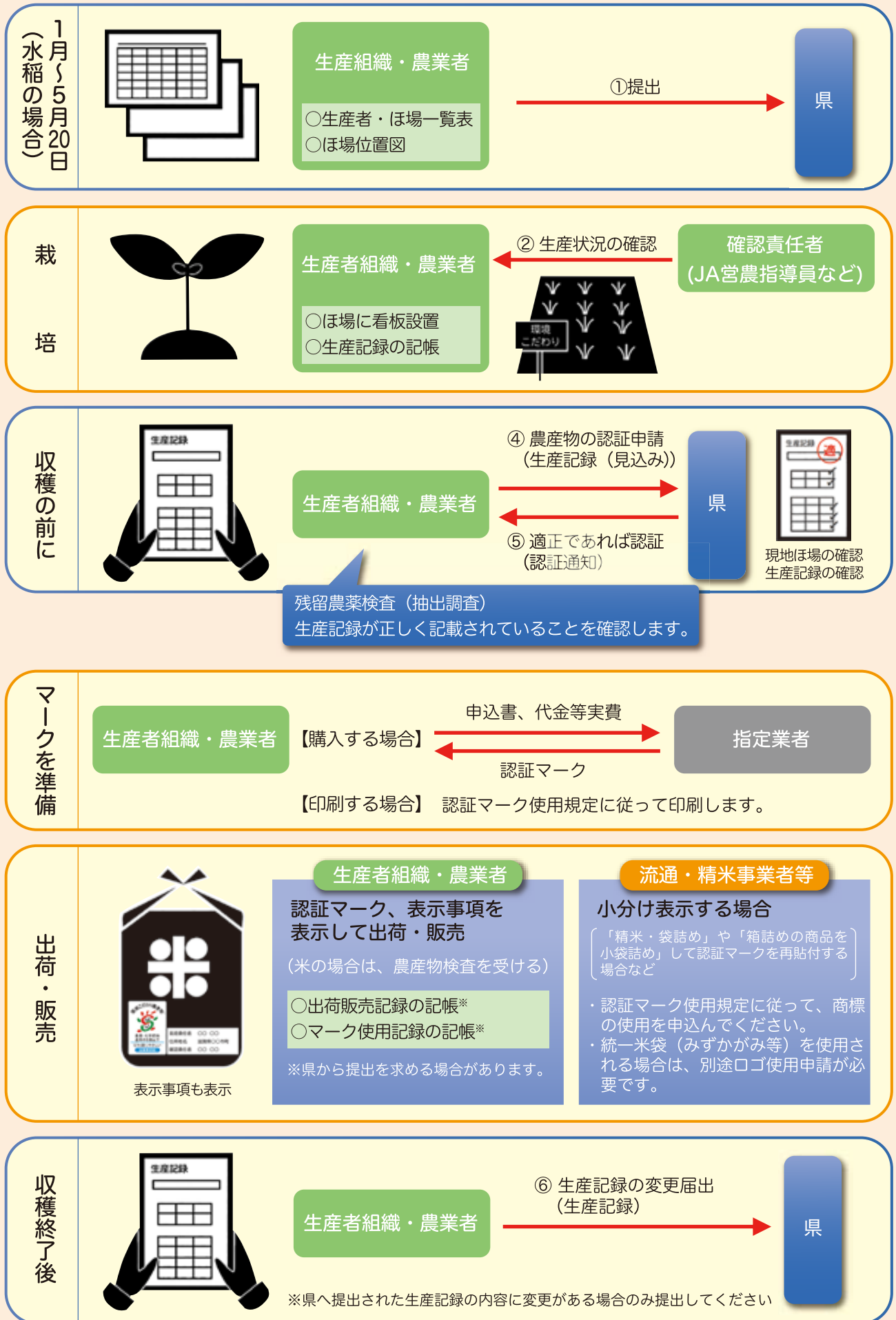
【水稲・飼料用稲】 下表に掲げる技術のうち、必須の他に2技術以上実施することが必要です。

区 分	技術の名称（●は必須）	具 体 的 な 内 容
琵琶湖周辺 環境への負荷 削減技術	●水田からの濁水の流出防止	次の①～③を全て実施する。 ①あぜ塗り、けい畔シートの利用、けい畔の補修等による漏水防止対策を行う。 ②田植時期前後に尻水戸、けい畔からの漏水がないことを確認する。 ③浅水代かき等により田植前(直播を含む)の強制落水を行わない。
	●周辺環境に配慮した農薬の使用	水稲は①～③の全てを実施する。 ①種子消毒の廃液を適正処理する。 (※廃液の出ない種子消毒法(温湯消毒、粉衣消毒等)を実施する場合は実施したもののみなす。) ②ほ場への農薬散布後1週間程度の落水、漏水を防止する。 (※農薬を使用しない場合は実施したもののみなす。) ③液剤を使用する場合は、薬液が残らないように調製する。 やむを得ず残った場合は散布むらの調整等に利用する。 (※液剤を使用しない場合は実施したもののみなす。)
	●農業用使用済みプラスチックの適正処理	作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。
	○水田ハローの利用	水田ハローを利用して代かきを行う。
	○局所施肥	施肥田植機を利用し側条施肥する。
	○緩効性肥料の施用	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する。
	○土壌診断に基づくリン酸資材の施用	土壌診断の結果に基づき必要な量だけのリン酸資材を施用する。
	○温湯消毒の実施	種子を温湯消毒する。
	○飛散の少ない液剤防除の実施	液剤による本田防除を実施する。
生物多様性 保全・景観 形成	○除草剤を使用しないほ場周辺除草	草刈機による管理、グランドカバープランツの植栽等により、けい畔、ほ場に隣接する農道・排水溝の法面に除草剤を使用しない。
	○化学合成農薬を使用しない栽培の実施(本田)	本田で化学合成農薬を使用しない栽培を行う。
	○水田を活用した生物生息環境の保全	次の①～③のいずれかを実施する。 ①排水路と水田の間に魚類の移動経路を確保し遡上させる。 (ゆりかご水田) ②田植後の水田にフナ等の親魚を放流し、産まれた稚魚を流下させる。 ③生き物がすみやすくするために、水稲収穫後、排水口に止水板を設置し、ほ場の過乾燥を防ぐ。(湿潤管理)
	○生き物調査や子供達等との交流の場の提供	次の①または②のいずれかを実施する。 ①ほ場に生息する生き物を調査し記録を残す (こだわりほ場の1/3以上実施)。 ②子どもたちや消費者との交流の場を提供する (1農家あたり1ほ場以上実施)。
	○地域の未利用資源の有効利用	地域の生ゴミ堆肥、外来魚等の未利用資源を使用する。
	○けい畔、ほ場周辺への景観作物の植栽	けい畔、ほ場周辺へグランドカバープランツ、花などの景観作物を植栽する。
地球温暖化 防止	○農地土壌への炭素貯留の実施	栽培の前後に緑肥作物を作付けて土壌にすき込む。
	○温室効果ガスを削減する栽培管理	次の①または②のいずれかを実施する。 ①溝切りを実施した上で14日間以上の中干しを実施する。 ②収穫後に耕うん(秋耕)を行う。

【水稲・飼料用稲以外】 下表に掲げる技術のうち、必須の他に1技術以上実施することが必要です。

区分	技術の名称 (●は必須)	具体的な内容	対象作物
琵琶湖周辺 環境への負荷 削減技術	●周辺環境に配慮した農薬の使用	③液剤を使用する場合は、薬液が残らないように調製する。 やむを得ず残った場合は散布むらの調整等に利用する。 (※液剤を使用しない場合は実施したものとみなす。)	全作物
	●養液栽培における廃液の適正処理	廃液を出さないよう循環利用し、やむを得ず廃液を出す場合は、廃液を適正処理する。	野菜、花き
	●農業用使用済みプラスチックの適正処理	作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。	全作物
	○局所施肥	肥料を作物の根の周辺の利用されやすい位置に集中的に施用する。	全作物
	○緩効性肥料の施用	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する。	全作物
	○土壌診断に基づくリン酸資材の施用	土壌診断の結果に基づき必要な量だけのリン酸資材を施用する。	全作物
	○露地栽培におけるマルチ栽培の実施	マルチ栽培により肥料成分の流出を防止する。	全作物
	○根域制限栽培	ポット等を利用した根域制限栽培により肥料成分の流出を防止する。	果樹
	○温湯消毒の実施	種子を温湯消毒する。	麦
	○飛散の少ない液剤防除の実施	液剤による本田防除を実施する。	麦、大豆
	○農業用プラスチックの使用量の削減	次の①または②のいずれかを実施する。 ①長期展張性フィルムを利用する。 ②分解性マルチを利用する。	野菜、果樹、花き
生物多様性 保全・景観 形成	○除草剤を使用しないほ場周辺除草	草刈機による管理、グランドカバープランツの植栽等により、けい畔、ほ場に隣接する農道・排水溝の法面、およびハウス周辺(野菜、果樹、花きのハウス栽培のみ)に除草剤を使用しない。	全作物
	○化学合成農薬を使用しない栽培の実施(本田)	本田で化学合成農薬を使用しない栽培を行う。	全作物
	○生き物調査や子供達等との交流の場の提供	次の①または②のいずれかを実施する。 ①ほ場に生息する生き物を調査し記録を残す(こだわりほ場の1/3以上実施)。 ②子どもたちや消費者との交流の場を提供する(1農家あたり1ほ場以上実施)。	全作物
	○地域の未利用資源の有効利用	地域の生ゴミ堆肥、外来魚等の未利用資源を使用する。	全作物
	○けい畔、ほ場周辺への景観作物の植栽	けい畔、ほ場周辺へグランドカバープランツ、花などの景観作物を植栽する。	全作物
地球温暖化 防止	○農地土壌への炭素貯留の実施	栽培の前後または栽培期間中に緑肥作物を作付けて土壌中にすき込む。	全作物
	○温室効果ガスを削減する栽培管理	施設栽培においてヒートポンプや二重カーテン等を利用する。	野菜、果樹、花き

5 認証制度の手引き (主に水稲の場合)





環境こだわり農産物を加工した食品にマークの表示ができます。

加工食品への表示制度



マークの表示ができる加工食品

以下の条件を満たす加工食品は、マークの表示ができます。

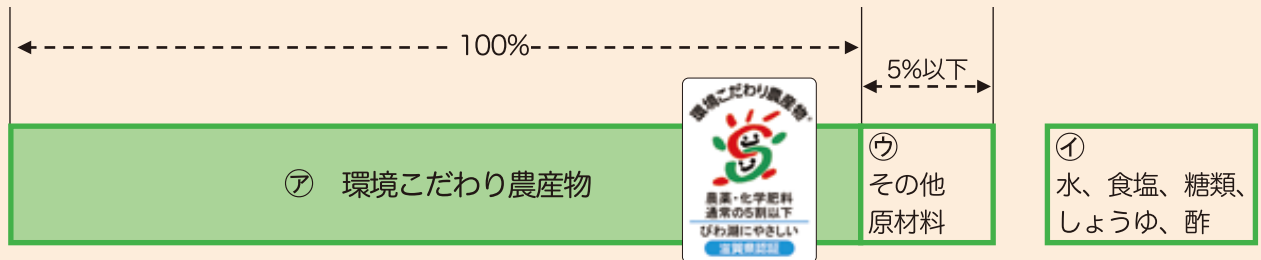
(1) 原材料は下記の ㉞、㉟、㊱ のみを使用する。

- ㉞ 環境こだわり農産物
- ㉟ 水、食塩、糖類、しょうゆ、酢
- ㊱ ㉞、㉟以外の原材料

※ ㊱ には ㉞ の環境こだわり農産物と同一農産物である原材料を含まないこととする。

〔 例えば、環境こだわり農産物の米95%と環境こだわり農産物でない米5%を使用することはできない。
「米は環境こだわり農産物100%使用」と表示ができるようにする。 〕

(2) 使用割合 ㉟ を除く全ての原材料重量の合計のうち、㊱ の原材料重量の占める割合が、5%以下であること



【計算式】

$$\frac{\text{㊱}}{\text{㉞} + \text{㊱}} \leq \frac{5}{100}$$

(㉟は計算の対象外)

(3) 食品衛生法等関係法令を遵守した製造を行っていること。

申請手続き 留意事項

1 申請の対象者
県内事業者、県外事業者にかかわらず申請できます。

2 申請方法

年間を通じて申請が可能です。

次の申請書類を提出してください。

- ① 承認申請書
- ② 加工計画書
- ③ 食品衛生法に基づく許可の写し
もしくは業務開始報告書の写し
- ④ 法人でない団体が申込みを行う場合、
団体の組織および運営についての規約

提出先：住所地を管轄する

農業農村振興事務所 農産普及課

(県外は、県庁みらいの農業振興課)

3 その他留意事項

- ① 加工食品の情報は県のホームページで公表します。
公表する内容：承認番号、申請者名、市町名、加工食品の商品名
原材料の環境こだわり農産物名 等
- ② 不正な事実があった場合には、マーク表示承認の取消を行います。

マーク表示の方法

マークと、使用した環境こだわり農産物の種類を併せて表示します。



〇〇は環境こだわり農産物®100%

滋賀県環境こだわり農業推進条例

平成15年(2003年)4月1日施行

1 目的(第1条)

- ①より安全で安心な農産物を消費者へ供給
- ②環境と調和のとれた農業生産の確保



本県農業の健全な発展および琵琶湖等の環境保全に資する

2 各主体の取組(第3～6条)

環境こだわり農業の実践
環境こだわり農産物の消費・流通



3 環境こだわり農業の推進施策(第7～12条)

- ・基本計画の策定
- ・営農技術指針の策定
- ・広報啓発
- ・試験研究
- ・農業の多面的機能への配慮

- ①良好な景観形成
- ②再生可能エネルギー資源の供給
- ③自然循環機能の維持増進

4 環境こだわり農産物(第13～20条)

- ・認証手続
- ・認証マークの表示
- ・生産者の氏名等の表示
- ・認証の取消



5 環境こだわり農業実施協定(第21～22条)

6 滋賀県環境こだわり農業審議会(第23、24条) 基本計画策定・改定など諮問事項の調査・審議

■お問い合わせ先一覧

大津・南部農業農村振興事務所 農産普及課(南部合同庁舎4階)	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75 TEL:077-567-5412 FAX:077-562-8144
甲賀農業農村振興事務所 農産普及課(甲賀合同庁舎4階)	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200 TEL:0748-63-6126 FAX:0748-63-2983
東近江農業農村振興事務所 農産普及課(東近江合同庁舎4階)	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23 TEL:0748-22-7715 FAX:0748-22-1234
湖東農業農村振興事務所 農産普及課(湖東合同庁舎2階)	〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL:0749-27-2213 FAX:0749-23-0821
湖北農業農村振興事務所 農産普及課(湖北合同庁舎4階)	〒526-0033 長浜市平方町1152-2 TEL:0749-65-6613 FAX:0749-65-5867
高島農業農村振興事務所 農産普及課(高島合同庁舎3階)	〒520-1621 高島市今津町今津1758 TEL:0740-22-6026 FAX:0740-22-3099

様式等の入手は、
こちら(県HP)から

認証制度



認証マーク



加工食品



滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課
みどりの食料戦略室 環境こだわり農業係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
TEL:077-528-3895 FAX:077-528-4882
E-mail:gc00@pref.shiga.lg.jp

環境保全型農業直接支払対策資料



この印刷物は、グリーン購入法適合用紙を使用しています。